

基礎ぐいの施工指針改定審査事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める基礎ぐいの施工指針改定審査事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第18条に基づき、法人が実施する基礎ぐいの施工指針改定審査事業（以下、「改定審査」という。）に係わる料金に関し、必要事項を定めるものである。

(料金)

第2条 法人は、改定審査の申込を受けたとき、下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、料金には、改定審査報告書1部の発行費用を含む。

区分	内容	料金*
委員会開催	改定内容が認定の内容（別添に示される支持力係数根拠の図書省略の仕様等）の改定（大臣認定の再取得）を要しないことを、委員会を開催して確認する場合	330,000円 (363,000円)
上記に該当しない場合	改定項目が3項目を超える場合	110,000円 (121,000円)
	改定項目が3項目以下の場合	55,000円 (60,500円)

*（ ）は消費税等10%を含む料金

2 法人が審査の難易度が高いと判断した改定については、前項の料金表に記された改定であっても、改定審査に必要な料金を別途算定することができる。

(追加料金)

第3条 法人は、改定審査報告書の発行に際して、申込者より改定審査報告書の追加発行、又は再発行を求められた場合、1件ごとに11,000円（消費税等10%を含み12,100円）の料金を前条の請求とは別に請求できる。

(その他の費用)

第4条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

(料金の減額)

第5条 業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条にかかげる料金を減額して適用することができる。

- 2 委員会を開催して審議した結果、大臣認定の再取得の必要があると判断された場合で、そのための性能評価申請を法人に行った場合は、請求費用を110,000円（消費税等10%を含み121,000円）に減額する。

(料金等の納入)

第6条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。
- 3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(料金等の還付)

第7条 法人は、業務規程第19条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。